

平成 28 年 5 月 30 日

平成 27 年度における適正手続の遵守状況の総括

企業会計基準委員会

I. 本資料の目的

1. 本資料は、企業会計基準委員会（以下「ASBJ」という。）が、「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」（以下「適正手続規則」という。）第 30 条に基づき、平成 27 年度（平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日）（以下「本年度」という。）における適正手続の遵守状況について報告を行うものである。
2. なお、本年度中に、適正手続規則第 29 条に基づき（又は第 29 条に準じて）、以下の企業会計基準適用指針及び修正国際基準に関する適正手続の遵守状況について、個別に報告を行っている。
 - (1) 修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）（平成 27 年 6 月 30 日公表、平成 27 年 8 月 7 日に適正手続の遵守状況を報告）
 - (2) 企業会計基準適用指針第 26 号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（平成 27 年 12 月 28 日公表、平成 28 年 2 月 24 日に適正手続の遵守状況を報告）

II. 本年度における適正手続の遵守状況

3. 本年度における適正手続の遵守状況については、第 4 項から第 13 項のとおりであり、適正手続の遵守状況について重要な問題は見受けられなかった。

審議テーマの決定

4. 本年度における新規テーマは、以下の基準諮問会議からの提言及び ASBJ による審議に基づいて行われた（適正手続規則第 22 条）。
 - (1) 平成 27 年 11 月 12 日に開催された第 25 回基準諮問会議において、以下の項目について新規テーマとして提言することとされた。
 - ① 公共施設等運営権に係る会計上の取扱いについて

- ② 確定給付企業年金の新たな仕組みである「リスク分担型 DB（仮称）」に係る会計上の取扱いについて

これを受けて、平成 27 年 11 月 20 日に開催された第 324 回企業会計基準委員会において、基準諮問会議から上記の 2 項目について新規テーマとして提言がなされた。この提言を受けて、平成 27 年 12 月 4 日に開催された第 325 回企業会計基準委員会において審議された結果、新規テーマとして取り上げることとされた。

5. 基準諮問会議からの提言を受けて新規テーマとしたもののほか、適正手続規則第 22 条第 3 項に基づき、実務上の課題に対応を図る必要性から、以下のテーマを新規テーマとした。なお、これらを新規テーマとして取り上げるにあたり、平成 28 年 3 月 4 日に開催された第 26 回基準諮問会議において ASBJ から報告を行っている。

- (1) 平成 28 年度税制改正に対応した減価償却に関する検討

論点整理の公表

6. 本年度においては、論点整理は公表されていない。

公開草案の公表

7. 本年度に公表された公開草案は、以下のとおりである。

- (1) 企業会計基準適用指針公開草案第 54 号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（案）」（平成 27 年 5 月 26 日公表、平成 27 年 7 月 27 日コメント期限）
(2) 企業会計基準適用指針公開草案第 55 号「税効果会計に適用する税率に関する適用指針（案）」（平成 27 年 12 月 10 日公表、平成 28 年 2 月 10 日コメント期限）

8. 前項(1)については、第 2 項に記載のとおり、個別に報告を行っているため、本報告では省略する。
9. 第 7 項(2)の公開草案の公表に関する主な適正手続の遵守状況は、以下のとおりである。

	適正手続規則	第 7 項(2) 税効果会計に適用する税率に関する適用指針（案）

公開での審議	原則として公開（適正手続規則第7条第1項）	公開草案の公表まで、親委員会において4回、専門委員会において4回の審議が公開で行われた。
資料の事前送付	原則としておおむね1週間前に送付（適正手続規則第9条第1項）	親委員会、専門委員会の2～3日前の送付となったケースが散見された。
公開草案公表の議決の状況	委員総数の5分の3の賛成（適正手続規則第14条第1項）	出席委員全員の賛成
公開草案の公表期間	原則として2ヶ月（適正手続規則第19条第3項）	2ヶ月
公開草案に寄せられた意見の公表	ホームページに公開（適正手続規則第19条第4項）	平成28年2月24日に公表した。

企業会計基準等の公表

10. 本年度中に公表された企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び修正国際基準は、以下のとおりである。
- (1) 修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）（平成27年6月30日公表）
 - (2) 企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（平成27年12月28日公表）
 - (3) 企業会計基準適用指針第27号「税効果会計に適用する税率に関する適用指針」（平成28年3月14日公表）
 - (4) 改正企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（平成28年3月28日公表）
11. 前項(1)及び(2)については、第2項に記載のとおり、個別に報告を行っているため、本報告では省略する。
12. 第10項(3)及び(4)に記載された企業会計基準等の公表に関する主な適正手続の遵守状況は、以下のとおりである。

	適正手続規則	第10項(3)	第10項(4)
--	--------	---------	---------

		税効果会計に適用する税率に関する適用指針	繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針
公開での審議	原則として公開（適正手続規則第7条第1項）	公開草案の公表後、親委員会において2回、専門委員会において2回の審議が公開で行われた。	委員会において3回、専門委員会において2回の審議が公開で行われた。
資料の事前送付	原則としておおむね1週間前に送付（適正手続規則第9条第1項）	親委員会、専門委員会の2～3日前の送付となったケースが散見された。	同左
再公開草案の要否に関する審議	公開草案を再度公表する要請がないか検討（適正手続規則第19条第5項）	再度公開草案を公表する必要性の有無について審議が行われ、再公開草案の必要性はないことが了承された。	該当なし
会計基準等の公表に関する議決の状況	委員総数の5分の3の賛成（適正手続規則第14条第1項）	出席委員全員の賛成	同左
会計基準等の公表に関する賛成状況	〔適用指針〕 委員会の出席委員数と賛成した委員数を記載 （適正手続規則第14条第2項）	賛成した委員の人数を記載	賛成した委員の人数を記載
公開草案に寄せられた意見と対応の公表	ホームページに公開（適正手続規則第19条第4項）	平成27年3月23日に公表した。	該当なし

13. 第10項(4)「改正企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」」については、公開草案の手続を経ずに改正している。

これは、改正事項は、適用指針の公表時に ASBJ が意図していたことを確認するものであるため、「重要性が乏しい場合など、委員長の判断により、ASBJ 委員会の議決を経て、公開草案を公表しないことができる。」（適正手続第 19 条第 1 項なお書き）に該当すると判断し、公開草案の手続を経ずに公表することが第 331 回親委員会において了承されたものである。

以 上